

一般社団法人 札幌マンガ・図書等活用まちづくり機構 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 札幌マンガ・図書等活用まちづくり機構（以下「機構」という。）における個人情報の適正な取扱いについて定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条又は第16条に定めるところによる。

- (1) 個人情報
- (2) 個人識別符号
- (3) 要配慮個人情報
- (4) 本人
- (5) 個人情報データベース等
- (6) 個人データ
- (7) 保有個人データ

(適用範囲)

第3条 この規程は、機構の全ての役職員に適用する。

2 役職員が退任又は退職した後は、機構が保有し、又は保有していた個人情報の利用は一切許されない。

(規程の公表)

第4条 機構における個人情報の取扱いに関する信頼確保のため、本規程を公表する。

第2章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第5条 機構は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとし、本人に通知、または公表する。

2 機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第6条 機構は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 法令、条例等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関又は地方公共団体の委託を受けた場合に、法令に定める事務を遂行することに対して機構が協力をする必要があるときであって、本人の同意を得

ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第7条 機構は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第8条 機構は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 機構は、要配慮個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第9条 機構は、第5条の規定により公表した目的以外の目的で個人情報を取得する場合は、あらかじめ、又は取得後速やかに、その利用目的を本人に通知しなければならない。

- 2 機構は、書面等に本人の個人情報を直接記載又は入力させることにより当該本人の個人情報を取得する場合は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して機構が協力をする必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することで当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データの管理

（データ内容の正確性の確保等）

第10条 機構は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するものとする。

（安全管理措置）

第11条 機構は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置は、情報セキュリティ規程に定めるとおりとする。

（職員の監督）

第12条 機構は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

（委託先の監督）

第13条 機構は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱

いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第14条 機構は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって次に掲げるものが生じたときは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）第8条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、機構が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、委員会規則第9条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正の目的をもって行われたおそれがある行為により、個人データ（機構が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 機構は、前項に規定する場合（同項ただし書の規定により通知をした場合を除く。）は、本人に対し、委員会規則第10条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 職員は、第1項本文に掲げる事態が生じたときは、情報セキュリティ規程第7条の規定に基づき、必要な報告を行わなければならない。
- 4 報告を受けた職員は、第1項各号に掲げる事態に該当すると判断するときは、情報セキュリティ規程第6条の規定に基づき、情報セキュリティ委員会に協議の上、第1項及び第2項の報告及び通知を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第15条 機構は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して機構が協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害す

るおそれがある場合を除く。) 。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 機構が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、共同して利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理責任者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 機構は、次に掲げる事項に変更が生じた際は、第1号の場合は遅滞なく、第2号の場合はあらかじめ、その旨を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する個人データの管理責任者に変更があったとき
- (2) 同号に規定する共同して利用する者の利用目的を変更しようとするとき
(外国にある第三者への提供の制限)

第16条 機構は、外国にある第三者に個人データの提供を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、機構の事業遂行上やむを得ないときは、第13条に定める方法によるものとする。この場合において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する相手方の所在国が、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国等（平成31年個人情報保護委員会告示第1号）以外の国であるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該第三者による個人データの保護措置の実施状況並びに当該保護措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により定期的に確認すること。
- (2) 当該第三者による個人データの保護措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該保護措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第17条 機構は、個人データを第三者（次の各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次項に定めるところにより、第三者提供をした旨の記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人

2 第三者提供をした旨の記録は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- (1) 電磁的記録で作成し、管理すること。
- (2) 第三者提供を行った都度、速やかに作成すること。
- (3) 第三者提供をした旨の記録には、次の事項を記載すること。

ア 本人の同意を得ている旨

イ 第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ 第三者提供をした個人データに係る本人の氏名

エ 第三者提供をした個人データの項目

3 機構は、第三者提供をした旨の記録を、これを作成した日から3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第18条 機構は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、当該第三者から申告を受ける方法により、次項に掲げる事項の確認を行わなければならない。

ただし、当該個人データの提供が第15条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 機構は、前項の規定による確認を行ったときは、次に定めるところにより、第三者提供を受けた旨の記録を作成しなければならない。

(1) 電磁的記録で作成し、管理すること。

(2) 第三者提供を受けた都度、速やかに作成すること。

(3) 第三者提供を受けた旨の記録には、次の事項を記載すること。

ア 第三者提供を受けた個人データの取得について、本人に同意を得ている旨

イ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

エ 第三者提供を受けた個人データに係る本人の氏名

オ 第三者提供を受けた個人データの項目

3 機構は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

第4章 請求等への対応

(保有個人データに関する事項の公表等)

第19条 機構は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(1) 機構の名称及び住所並びに理事長の氏名

(2) 全ての保有個人データの利用目的（第9条第3項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 保有個人データの開示、訂正及び利用停止に関する請求の手續と手数料の額

(4) 第11条の規定により保有個人データの安全管理のために講じる措置

(5) 機構が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 機構は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

(2) 第9条第3項第1号から第3号までに該当する場合

- 3 機構は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示の請求)

第20条 本人は、機構に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 機構は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面又は電磁的記録の提供による方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 機構の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 3 機構は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、第17条の規定による第三者提供をした旨の記録又は第18条の規定による第三者提供を受けた旨の記録について準用する。

(訂正等の請求)

第21条 本人は、機構に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 機構は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 3 機構は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等の請求)

第22条 本人は、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、機構に当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

(1) 第6条（利用目的による制限）に違反して取り扱われているとき

(2) 第7条（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき

(3) 第8条（適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるとき

- 2 機構は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由がある

と認めるときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、機構に当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- (1) 第15条第1項（第三者提供の制限）に違反して第三者に提供されているとき
- (2) 第16条（外国にある第三者への提供の制限）に違反して第三者に提供されているとき

4 機構は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があると認めるときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、機構に当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- (1) 機構が当該保有個人データを利用する必要がなくなったとき
- (2) 当該保有個人データについて、第14条第1項本文に規定する事態（漏えい、滅失、毀損等）が生じた場合
- (3) その他当該保有個人データの取扱いにより、当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

6 機構は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があると認めるときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 機構は、次に掲げる場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- (1) 第1項又は第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について、利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたとき
- (2) 第3項又は第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について、第三者への提供を停止したとき又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき
(理由の説明)

第23条 機構は、次に掲げる措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

- (1) 第19条第3項の規定に基づき、保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたとき
- (2) 第20条第3項（同条第5項により準用する場合を含む。）の規定に基づき、保有個人データ又は第三者提供に関する記録の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき
- (3) 第21条第3項の規定に基づき、保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行わない旨の決定をしたとき
- (4) 前条第7項第1号の規定に基づき、保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行わない旨の決定をしたとき
- (5) 前条第7項第2号の規定に基づき、保有個人データの全部又は一部について第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき
（開示等の請求等に応じる手続）

第24条 次に掲げる請求等（以下「開示等の請求等」という。）の手続は、別に定める。

- (1) 第20条第1項の規定（同条第5項において準用する場合を含む。）による請求（保有個人データの開示等の請求）
 - (2) 第21条第1項の規定による請求（保有個人データの訂正等の請求）
 - (3) 第22条第1項、第3項又は第5項の規定による請求（保有個人データの利用停止等の請求）
- 2 機構は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、機構は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。
- 3 開示等の請求等は、次の代理人が行うことができる。
- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人
（手数料）

第25条 機構は、次に掲げる場合には、次に掲げる措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- (1) 第20条第1項の規定による請求（保有個人データの開示の請求）であって、請求者が紙文書の交付による開示を希望するとき。
- 2 前項の措置に係る手数料は、次のとおりとする。
- (1) 印刷代 片面1枚につき白黒10円、カラー50円
 - (2) 郵送代 実費相当額
 - (3) その他の費用 実費相当額
- 3 手数料が発生する場合は、請求者に対し、事前にその額を通知する。

第4章 苦情処理

（苦情の処理）

第26条 機構は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 7 月 18 日から施行する。